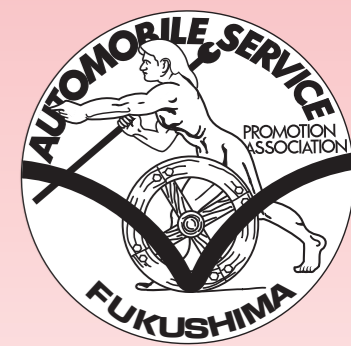


令和7年度 自動車整備士技術講習のご案内



受付先着順となりますのでお早めに申し込んでください。

一級小型自動車整備士講習〔二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士両方取得者対象〕

種 目	教場名	募集定員	講習時間及び期間	受講料及び教科書代及び保険料（消費税込み）		
				会 員	団体会員	非 会 員
一級小型自動車整備士	福 島	20名	午前9時～16時 〔日曜日に月3～4回程度〕 令和7年5月18日から 令和8年3月8日の31日間〔予定〕	90,228円 <small>〔受講料 74,800円 教科書代 14,960円 保険料 468円〕</small>	112,668円 <small>〔受講料 97,240円 教科書代 14,960円 保険料 468円〕</small>	165,028円 <small>〔受講料 149,600円 教科書代 14,960円 保険料 468円〕</small>

一級受付期間 令和7年3月24日(月)より4月11日(金)〔平日4時〕まで定員になり次第締切ります。

前期・後期〔三級・二級コース〕

	種 目	教場名	募集定員	講習時間及び期間	受講料及び教科書代及び保険料（消費税込み）		
					会 員	団体会員	非 会 員
前期講習	三級自動車ガソリン・エンジン整備士	福 島 郡 山	各40名	午前9時～16時 〔土曜日は月2～3回程度〕 〔日曜日は月4回程度〕 令和7年5月11日から 9月14日の25日間 〔予定〕	58,797円 <small>〔受講料 49,500円 教科書代 8,899円 保険料 398円〕</small>	73,647円 <small>〔受講料 64,350円 教科書代 8,899円 保険料 398円〕</small>	108,297円 <small>〔受講料 99,000円 教科書代 8,899円 保険料 398円〕</small>
後期講習	三級自動車シャシ整備士	※福 島 郡 山 いわき	40名 40名 30名	午前9時～16時 〔土曜日は月2～3回程度〕 〔日曜日は月4回程度〕	59,124円 <small>〔受講料 49,500円 教科書代 9,226円 保険料 398円〕</small>	73,974円 <small>〔受講料 64,350円 教科書代 9,226円 保険料 398円〕</small>	108,624円 <small>〔受講料 99,000円 教科書代 9,226円 保険料 398円〕</small>
	二級ガソリン自動車整備士	福 島 郡 山 いわき	40名 40名 30名	令和7年10月12日から 令和8年3月8日の25日間 〔予定〕	57,936円 <small>〔受講料 49,500円 教科書代 8,066円 保険料 370円〕</small>	72,786円 <small>〔受講料 64,350円 教科書代 8,066円 保険料 370円〕</small>	107,436円 <small>〔受講料 99,000円 教科書代 8,066円 保険料 370円〕</small>

※一級小型自動車整備士講習開講時は、福島教場での三級自動車シャシ整備士講習は募集・開講いたしませんのでご了承ください。

前期受付期間 令和7年3月24日(月)より4月4日(金)〔平日4時〕まで定員になり次第締切ります。

後期受付期間 令和7年8月25日(月)より9月5日(金)〔平日4時〕まで定員になり次第締切ります。

※定員に満たない場合は、開講を延期することがあります。

※各種目とも定員の過半数に満たない場合は、受講者を一部の教場に集約して開講する場合があります。

注意事項

1. 受講申請時には、大学、高等専門学校、工業高校等の機械、電気又は電子に関する学科を卒業された方は、それを証する書面。また、既に他の整備士資格を有する方は、その合格証等、受講資格に合致する書面を提示し、確認を受けてください。
2. 受講申請者は、必ず所属事業場代表者の承諾を得て、申請書の事業場欄に代表者印の押印を受けてください。
3. 現在所属している事業場で実務経験年数が受講資格要件を満たさない場合は、以前に勤務していた事業場の代表者より別紙の「実務経験証明書」が必要となります。
4. 実務経験として認められる自動車整備作業とは、原則として特定整備事業の認証を受けた事業場での分解、点検、調整等をいいます。

※洗車作業やオイル、タイヤ、灯火装置、ワイパー等の交換作業のみの作業及びアルバイトなど臨時で勤務しているような作業は実務経験とは認められません。

国土交通大臣 福島県自動車整備振興会
指 定 技 術 講 習 所

特典

- 本講習の修了者は国家検定の実技試験が2年間免除されます。

受講資格

- 一級小型自動車整備士
 - ①二級ガソリン・二級ジーゼルの両方取得者であって、いずれかの整備士資格を取得した日から、講習修了日の前日において自動車整備作業に関し、3年以上の実務経験を有する者。
 - ※二級ガソリン、二級ジーゼルの合格証書の写しを提出していただきます。
- 二級ガソリン自動車整備士
 - ①三級整備士資格を取得した日から、講習修了日の前日において自動車整備作業に関し、3年以上の実務経験を有する者。
 - ②一種養成施設の三級課程を修了した者、工業高等学校の機械、電気又は電子に関する学科を修めて卒業した者で、三級整備士資格を取得した日から講習修了日の前日において自動車整備作業に関し2年以上の実務経験を有する者。
 - ③大学および高等専門学校の機械、電気又は電子に関する学科を修めて卒業した者で、三級整備士資格を取得した日から講習修了日の前日において自動車整備作業に関し1年6ヶ月以上の実務経験を有する者。
 - ※三級整備士の合格証書の写し、卒業を証する書面等を提出していただきます。
- 三級自動車ガソリン・エンジン整備士
三級自動車シャシ整備士
 - ①講習修了日の前日において自動車整備作業に関する実務経験を1年以上有する者。（15歳となった日以後の経験に限る）
 - ②大学、高等専門学校及び工業高等学校の機械、電気又は電子に関する学科を修めて卒業した者で、講習修了日の前日において自動車整備作業に関する実務経験を6ヶ月以上有する者。
 - ③自動車電気装置整備士取得者。
※三級ガソリンを受講する場合に限る。
 - ④自動車タイヤ整備士、自動車車体整備士取得者。
※三級シャシを受講する場合に限る。
※整備士の合格証書の写し、卒業を証する書面等を提出していただきます。

※三級基礎課程を修了して2年以内の方は、お問い合わせください。

申込み方法

1. 申請者は申込書に必要事項を記入の上、写真（たて4cm・よこ3cm）・受講料（受講料・教科書代・保険料）を添えて、教場窓口（福島、郡山、会津、いわき支部）にお申込みください。
2. 申込書は支部事務局にあります。一度納入された受講料は理由を問わず払い戻しは致しません。

申込み場所

- | | | |
|--------------------------|----------|--------------------|
| ○福島教場……福島市吉倉字吉田 5 | 振興会福島支部 | TEL (024) 546-5858 |
| ○郡山教場……須賀川市宮の杜12-7 | 振興会郡山支部 | TEL (0248) 75-4652 |
| ○会津教場……会津若松市館馬町12-18 | 振興会会津支部 | TEL (0242) 27-0210 |
| ○いわき教場……いわき市内郷綴町舟場 1-126 | 振興会いわき支部 | TEL (0246) 26-0511 |